

6 障害児施策の見直しについて

障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域作りを目指して制定された障害者自立支援法が施行されてから約2年が経過し、この間、法の定着に向けた着実な取組を進めてきたところである。

このような中、障害児施策については、障害者自立支援法の附則において「この法律の施行後3年を目途として、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。」とされているなど残された課題の検討が必要となっているところである。

また、平成17年度より発達障害者支援法が施行されるとともに、平成19年度より特別支援教育が実施されるなど、ノーマライゼーションの理念の基づいた障害児への支援も一層充実しているところである。

このように、障害児を取り巻く環境が急速に変化する中、共生社会の実現をより確かなものとするためには、障害児支援に係る課題を解決するとともに、障害児を取り巻く環境の変化に応じた適切な障害児支援の在り方について検討を行うことが必要である。

このため、今般、有識者をはじめ、関係者からなる検討会を開催し、障害児支援施策のあるべき姿について検討を行うこととする。

障害児支援の見直しに関する検討会メンバー

委員名	所属
いちかわ 市川 ひろのぶ 宏伸	都立梅ヶ丘病院長
かしわめ 柏女 れいほう 霊峰	淑徳大学教授
きたうら 北浦 まさこ 雅子	全国重症心身障害児（者）を守る会会長
きみづか 君塚 まもり 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
さかもと 坂本 まさこ 正子	甲子園大学教授
さかもと 坂本 ゆうの すけ 祐之輔	東松山市長
しばた 柴田 ひろや 洋弥	日本知的障害者福祉協会政策委員会委員長・日の出福祉園総合園長
すえみつ 末光 しげる 茂	日本重症児福祉協会常務理事
そえじま 副島 ひろかつ 宏克	全日本手をつなぐ育成会理事長
たなか 田中 まさひろ 正博	全国地域生活支援ネットワーク代表
なかじま 中島 たかのぶ 隆信	慶應義塾大学客員教授
はしもと 橋本 かつゆき 勝行	全国肢体不自由児者父母の会連合会会長
まつや 松矢 かつひろ 勝宏	目白大学教授
みやざき 宮崎 ひでのり 英憲	東洋大学教授
みやた 宮田 ひろよし 広善	全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長
やまおか 山岡 しゅう 修	日本発達障害ネットワーク副代表
わたなべ 渡辺 けんいちろう 顕一郎	日本福祉大学教授

以上 17 名（敬称略、五十音順）

※ 開催時期等：平成20年3月から7月までを目途とする。

障害児支援施策の検討項目

【見直しの基本的な視点】

- ◇ 子どもの自立に向けた発達支援
- ◇ 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ◇ 家族を含めたトータル支援
- ◇ できるだけ子ども・家庭にとって身近な地域における支援

【具体的な検討事項】

1. 障害の早期発見・早期対応策

(1) 早期発見の機会の充実

- ① 出産前後・障害の発見時
- ② 1歳半児健診・3歳児健診
- ③ 保育所等における早期発見の仕組みづくり

(2) 早期対応への取組の強化

- ① 対応の強化
- ② 「気になる」(いわゆるグレーゾーンの)子どもへの対応

2. 就学前の支援策

(1) 保育所等での受入の促進

- ① 保育所等における受入体制の充実
- ② 専門機関による保育所等への支援
- ③ 並行通園の促進
- ④ つどいの広場や子育て支援センター等での支援

(2) 通園施設と児童デイサービスの機能の充実

3. 学齢期・青年期の支援策

(1) 放課後や夏休み等における居場所の確保

- ① 学齢期の放課後児童クラブ等における受入れの促進
- ② 中学時や高校時の居場所の確保

(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた学校と福祉の連携の充実

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(1) 市町村、専門機関による相談・支援

(2) 関係者の連携強化

(3) 個別支援計画づくり

5. 家族支援の方策

(1) 家族の養育等への支援

(2) レスパイト等の支援

(3) 経済的負担等

6. 入所施設のあり方

(1) 入所施設の役割

(2) 入所施設の類型について

(3) 在園期間の延長について

7. 行政の実施主体

(1) 障害児施設についての実施主体

(2) 措置と契約

8. その他

事務連絡
平成20年5月29日

各都道府県・指定都市・児童相談所設置市
障害児施設担当課 御中

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

障害児施設利用に係る「措置・契約」の判断基準調査について(依頼)

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児施設利用に係る「措置」と「契約」の判断基準については、現在、当課が主催する「障害児支援の見直しに関する検討会」において、基準の明確化が必要ではないか、との指摘が出されています。

つきましては、内部の検討資料とするため、現在各自治体において、「措置」「契約」の判断に用いている独自の基準があれば、そのご提出を御願いたします。

判断基準については、通知や事務連絡等様々な形があるかと思いますが、その旨も明記し、幅広くご提出いただくと幸いです。

また、実際に判断に困っている事例がありましたら、併せてご提出をお願いいたします。なお、当方の検討以外には使用いたしません。

お忙しいところ恐縮ですが、6月6日(金)までにメールにて御回答くださいますようお願いいたします。該当がない場合もその旨の回答を御願いたします。

【本件に関する御連絡先窓口】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児支援係
大野・塩川・島田

TEL:03-5253-1111(内線3037)

【提出先】

E-mail:shiokawa-yasunori@mhlw.go.jp